

## 資料編

- 1 茨城町環境基本条例
- 2 茨城町環境審議会条例
- 3 環境保全茨城町民会議規約
- 4 計画策定の経過
- 5 茨城町環境審議会委員名簿
- 6 茨城町環境基本計画策定のためのワークショップ参加者名簿
- 7 用語解説

## 資料1 茨城町環境基本条例

平成21年9月28日  
条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、茨城町(以下「町」という。)、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(環境の保全等に関する理念)

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の町民が健全で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生できるような多様な自然環境が体系的に保全されるように行われなければならない。

3 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、町、町民、事業者及び滞在者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、町、町民、事業者及び滞在者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全等に関する理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等に自ら努め、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、公害を防止するとともに、環境の保全等に自ら努め、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、第5条に定める町民の責務に準じて環境の保全に努めなければならない。

(環境基準の確保)

第8条 町、町民、事業者及び滞在者は、国の定める環境基準が確保されるように努めなければならない。

(年次報告)

第9条 町長は、毎年、環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等について公表しなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第10条 町は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施にあたっては、基本理念にのっとり、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(環境基本計画)

第11条 町長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全等に関する基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ茨城町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(資源の循環的利用の推進)

第12条 町は、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的な利用並びに廃棄物の減量及び適正な処理を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の推進等)

第13条 町は、町民及び事業者が環境の保全等に関する理解を深めるとともに、これらの者の自発的活動が促進されるように、教育及び文化活動の推進並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(監視体制の整備)

第14条 町は、環境の状況を把握するとともに、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視の体制を整備するように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 町は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第16条 町は、町民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全等に関する活動を支援するとともに、必要な情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

## 資料2 茨城町環境審議会条例

平成 23 年 12 月 27 日  
条例第 30 号

(設置)

第 1 条 茨城町における環境行政について調査審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、茨城町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項に関し、必要な調査及び審議をする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他環境の保全及び創造に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、15 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 団体代表
- (4) 事業所代表
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、生活経済部みどり環境課において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 茨城町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年茨城町条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

### 資料3 環境保全茨城町民会議規約

(名 称)

第1条 この会議は、環境保全茨城町民会議（以下「町民会議」という）と称する。

(目 的)

第2条 町民会議は郷土の美しい自然を守り、住みよい茨城町を築き上げるため、町民が一体となって環境の保全運動を推進することにより、快適な生活環境の確保を目的とする。

(事 業)

第3条 町民会議は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1)環境保全に関する実践活動を推進すること。
- (2)環境保全に関する意識の高揚を図ること。
- (3)環境保全に関する施策に対する提案をすること。
- (4)その他必要な事業。

(構 成)

第4条 町民会議はこの目的達成に関係のある町内の各種団体、行政機関の代表またはその職員及び学識経験者をもって構成する。

(役 員)

第5条 この会議に次の役員をおく。

- (1) 議 長 1名
- (2) 副議長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は総会で互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし役職により選任されたものがその職を去った場合は、後任者が役員となりその任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 議長は町民会議を代表し会務を総理する。

2 副議長は議長を補佐し議長に事故のあるときはその職務を代理する。

3 理事は町民会議の運営及び実践活動の推進をつかさどる。

4 監事は町民会議の会計を監査する。

(顧 問)

第9条 会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は茨城町長とする。

3 顧問は議長の諮問に応じ、また会議に出席して意見を述べるができる。

(会 議)

第10条 会議は総会及び理事会とし、総会は年1回開催するほか、必要に応じて議長が招集する。

2 理事会は議長、副議長及び理事をもって構成し必要に応じて議長が招集する。

3 総会の議事は出席者の過半数をもって決定する。

4 理事会は過半数の出席をもって成立し出席者の過半数をもって決定する。

(会議事項)

第11条 総会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1)町民会議の事業及び予算決算に関すること。
- (2)規約の変更及び廃止に関すること。
- (3)役員を選任に関すること。

(4)その他重要事項に関すること

2 理事会は次の各号に掲げる事項を審議する。

(1)町民会議の運営及び事業実施に関すること。

(2)その他総会に必要な事項に関すること。

(事務局)

第12条 町民会議の事務局は茨城町役場内に置く。

2 事務局の職員は議長が委嘱する。

(経費)

第13条 町民会議の経費は、補助金、寄付金、その他収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 町民会議の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第15条 この規約に定めのない事項については議長が別に定める。

附 則

この規約は昭和48年6月1日から施行する。

この規約は平成4年5月21日一部改正する。

## 資料4 計画策定の経過

日付	会議名等	内容
H24.7		町民・中学生・事業者の環境意識調査（アンケート）の実施
H24.8.7	第1回 ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の基本的事項について</li> <li>・計画策定スケジュールについて</li> <li>・各グループの作業内容について</li> </ul>
H24.8.27	町環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城町環境基本計画の諮問</li> <li>・計画の基本的事項について</li> <li>・計画策定スケジュールについて</li> <li>・計画策定のためのワークショップについて</li> </ul>
H24.9.14	第2回 ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境課題のまとめについて</li> <li>・施策の体系について</li> <li>・計画の目標、施策の方向性について</li> </ul>
H24.10.17	第3回 ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境施策と町の取組について</li> <li>・茨城町地球温暖化対策実行計画について</li> </ul>
H24.11.9	第4回 ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境指標、定量的目標について</li> <li>・町民・事業者の取組について</li> </ul>
H24.11.22		審議会委員へ茨城町環境基本計画（素案）の提出
H24.12.4	町環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定経過の報告について</li> <li>・茨城町環境基本計画（素案）について</li> </ul>
H24.12.19	第5回 ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城町地球温暖化対策実行計画について</li> <li>・計画の推進体制及び進行管理について</li> </ul>
H25.1.7		審議会委員、ワークショップ参加者へ茨城町環境基本計画（案）の提出
H25.1.7～ H25.2.5		茨城町環境基本計画（案）の公表及び意見募集
H25.2.18	町環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリック・コメントの結果について</li> <li>・茨城町環境基本計画（案）について</li> <li>・茨城町環境基本計画の答申（案）について</li> </ul>
H25.3.5		茨城町環境基本計画の答申



## 資料5 茨城町環境審議会委員名簿

(敬称略, 順不同)

	氏 名	所属団体の役職
会 長	佐 藤 方 彦	茨城町区長会 会長
副会長	山 口 美知子	茨城県地球温暖化防止活動推進員
委 員	小 貫 和 通	茨城町議会 議長
//	長谷川 重 幸	茨城町議会 総務・経済建設常任委員会 委員長
//	廣 瀬 誠	クリーンアップひぬまネットワーク 会長
//	小 菅 次 男	茨城生物の会 会長
//	山 口 萬壽美	財団法人日本鳥類保護連盟 茨城県支部長
//	山 西 忠	茨城町商工会 会長
//	飯 田 健	茨城町教育委員会 教育委員長
//	照 沼 一 美	茨城町社会教育委員会 議長
//	平 澤 協 一	茨城町農業者会議 会長
//	桜 井 宏 昌	大湊沼漁業協同組合 代表理事組合長
//	安 島 せつ子	茨城町生活改善クラブ連合会 会長
//	大 川 泰 弘	株式会社リーテム執行役員 水戸事業部 部長
//	西 野 正	株式会社ニシノ産業 代表取締役社長



## 資料6 茨城町環境基本計画策定のためのワークショップ参加者名簿

(敬称略, 順不同)

グループ	氏名	所属等
自然・ やすらぎ	清水 澄	茨城町水と自然を守る会
	米川 廣	茨城町水と自然を守る会
	雨ヶ谷 啓治	常和会
	江橋 一	常和会
	鈴木 正史	生涯学習課
	神原 一幸	農業政策課
	田口 眞一	みどり環境課
快適・ 安全	二宮 博美	茨城町家庭排水対策協議会
	千葉 誠治	茨城町家庭排水対策協議会
	皆川 貞雄	巴川を愛する会
	和家 文雄	巴川を愛する会
	栗原 和紀	道路管理課
	大久保 潤	下水道課
	志田 松美	みどり環境課
資源・ エネルギー	郡司 亘	茨城町さわやかエコの会
	道口 薫	茨城町さわやかエコの会
	坂場 暁一	若宮区をきれいにする会
	助川 佳雄	若宮区をきれいにする会
	清水 一雄	茨城町水質・産業廃棄物不法投棄監視員
	時田 忠	茨城町水質・産業廃棄物不法投棄監視員
	平沢 信弘	みどり環境課

## 資料7 用語解説

### 【あ行】

#### アイドリング

自動車を停止させたまま、エンジンを回転させたままにすること。不必要なアイドリングを抑えることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制できる。

#### エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定した環境マネジメントの認証・登録制度。

#### エコ・ショップ制度

環境に優しい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定する制度。エコ・ショップとして広く消費者にPRすることにより、消費者と事業者の連携のもと、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的とした取組を実施している。

#### エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。

#### エコドライブ

省エネルギーセンター等が推奨する省燃費運転の総称。アイドリングストップやふんわりアクセルe-スタートを実践することで、10～20%の燃料消費を抑えることが出来る。

#### エコファーマー

環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に取り組むため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づいて、持続性の高い農業生産方式の導入計画を作り、県知事の認定を受けた農業者の愛称のこと。

#### エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つとみとめられている商品につけられるシンボルマーク。(財)日本環境協会が認定を行っている。再生プラスチックを利用した日用品や文具、PETボトル再生繊維を用いた衣類などがあげられる。

#### オゾン層

オゾンを高濃度に含んでいる地表から20～25kmの下部成層圏にある層。紫外線波長領域の中で生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。近年、大気中に放出されたフロンなどによって、下部成層圏で波長200～220nmの太陽紫外線を受けて分解し、生成し

た塩素酸化物（C1Ox）がオゾン層と反応してオゾンを減少させている。特に南極上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

### 温室効果ガス

太陽光線は、大気を通過して、まず地表を暖める。熱を吸収した地表からは赤外線が大気中に放射される。大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が地球から放射される赤外線の一部を吸収し、地球を温室のように暖めている現象を温室効果と言い、温室効果をもたらす気体のことを温室効果ガスと言う。京都議定書では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6種類が温室効果ガスとして削減対象となっている。

### 【か行】

#### 外来種

本来の生態系には生息しないのに、食用やペットなどの目的で人為的に外国から持ち込まれた動植物のこと。外来生物法は、侵略的な外来種や、人の生命や農林水産業に被害を及ぼす外来種を、「特定外来生物」として指定し、輸入や飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めている。

#### 合併処理浄化槽

し尿と併わせて、台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。下水道と同等の処理効率を有し、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD負荷の排出は約1/8に抑えられる。

#### 環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌の汚染、地下水及びダイオキシン類に係る環境基準について定められている。

#### 環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業のこと。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取組があげられる。

#### 環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、化学物質のうち、体内に取り込まれるとホルモンに似た作用やホルモンの働きを阻害する作用をし、その生物あるいはその子孫の生殖機能に深刻な障害を与えるおそれのある物質をいう。

#### 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、組織の最高責任者が「環境方針」を定め、計画、実施及び運用、点検及び是正措置、システムの見直しを繰り返しながら継続的に改善を図り、企業などが、企業活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすように配慮したシステムのこと。

## 京都議定書

地球温暖化防止のための国際会議である気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）が、1997 年に京都で開催され、その時に採択された国際協定のこと、二酸化炭素などの 6 種類の温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書であり、2005 年 2 月に発効している。

## クリーンエネルギー

電気や熱に変えても、大気汚染物質の排出量が少ない、または排出が相対的に少ないエネルギー源のこと。自然エネルギーである太陽光、風力などのほか、電気自動車やハイブリットカーなどのクリーンエネルギー自動車がある。

## グリーン調達

企業や官公庁が環境負荷の低減に努める事業者から優先的に部品や備品などを調達することで、公共工事の発注なども含まれる。

## グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品（ノート、トイレットペーパーなど）につけられたマーク。（財）古紙再生促進センターが認定を行っている。

## 光化学オキシダント・光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾンを中心とする過酸化物の総称。このオキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

## 【さ行】

### サーマルリサイクル

廃棄物を燃やした時の排熱を回収して蒸気や温水を作り、発電や給湯などに利用するリサイクル手法。熱回収とも呼ばれる。

## 里山

自然林に対し、人為的につくられ維持されてきた林をさす言葉。雑木林なども含めて、人里や集落周辺の森林を呼ぶ。里山は、我が国の原風景、身近な自然環境として見直されており、保全や整備される動きが活発になっている。

## 産業廃棄物

工場、事業所における事業活動などにより生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの 20 種類を指す。排出する事業者は、自らの責任で適切に処理する義務がある。

## COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略。湖沼や海域の水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を化学的に酸化する過程で消費される酸素量を mg/L で表したものの。数値が高いほど汚濁が進んでいる。

## 自然公園

すぐれた自然環境とその景勝を保護するとともに、その適正な利用を進めることを目的として指定された地域。自然公園法に基づく国立公園・国定公園及び県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類がある。

## 新エネルギー

新エネルギーとは、太陽光（熱）、風力などの自然の力を利用したり、今まで使われず捨てていたエネルギーを有効に使ったりする、再生可能な地球に優しいエネルギーのうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）では、再生可能エネルギーのうち特に導入を促進すべきエネルギー源として、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小規模水力発電、地熱発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、バイオマス燃料製造の10種類が指定されている。

## 3R（スリーアール）

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「リフューズ（Refuse=ごみになる物の拒絶）」を加え4Rと呼ばれることもある。

## 生態系

生物（植物、動物、微生物）とこれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

## 生物多様性

それぞれの地域の歴史の中で育まれ、進化してきた多種多様な生きものたちが、お互いにかかわり合いながら暮らしている状態を表す言葉。生物多様性には、①種内の多様性（遺伝子の多様性）、②種間の多様性、③生態系の多様性の3つがある。生物多様性は、自然生態系がバランスを維持するために必要不可欠であるため、持続可能な発展のためにも、生物多様性への配慮は欠かせない。

## ゼロエミッション

企業活動から生じるすべての副産物を、ほかの企業の原材料に活用して、廃棄物ゼロを目指す構想。社会全体を資源循環型に転換することを究極の目標とする。日本では、埋め立て廃棄物をゼロにすることを指すことが多い。

## 全窒素（T-N）

無機態（アンモニア態・亜硝酸態・硝酸態）窒素化合物と、有機態窒素化合物中の窒素の総量。窒素は動植物の増殖に欠かせない元素である。富栄養化の要因ともなり、湖沼や閉鎖性水域などではプランクトンの異常増殖による赤潮等を引き起こす。湖沼、海域には全窒素という指標で環境基準が設定されている。

窒素化合物は、石油化学工場、繊維工場、肥料工場、食品工場などの工場排水や、農業排水、生活排水、し尿処理施設の処理水などに含まれる。

## 全りん (T-P)

無機態りんと有機態りんの総量。無機態りんであるりん酸は、窒素、カリウムとともに肥料の三要素である。りんは窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となる。湖沼、海域には全りんという指標で環境基準が設定されている。

りん化合物は、肥料工場、石油化学工場、繊維工場、食品工場などの工場排水や、農業排水、生活排水などに含まれる。

## 【た行】

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、ごみの焼却等により非意図的に発生する猛毒物質のこと。

### WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル)

Weighted Equivalent Continuous Percived Noise Level の略。航空機騒音の評価指標のことで、航空機騒音のうるさを評価するために考案されたもの。航空機騒音の強度、継続時間、発生頻度及び発生する時間帯を考慮した数式で算定する。

### 地球温暖化

19 世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。地球温暖化による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食糧不足が危惧されている。

### 地産地消

地域生産、地域消費の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや食糧輸送等による環境負荷の軽減の意味合いで用いられている。

### 低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車があげられる。

### 天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、町などが指定したものをいう。

### 都市計画道路

都市の基盤的施設として都市計画法に基づく都市計画決定による道路。住宅地と交通機関、公園をつなぐなど、都市の骨格となる道路。区域内は建築物に一定の制約がかかる。

## 【な行】

### 二酸化いおう (SO<sub>2</sub>)

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生する。二酸化いおうは直接、あるいは粉じんに吸着するなどし

て人体に入り、呼吸器系に影響を与えたり、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともある。

### 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

気体は炭酸ガスとも呼ばれている。-79℃で固体となる。水に溶けると炭酸となり、弱酸性を示す。炭素を含む物質の燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物の分解、火山活動などにより発生する。植物の光合成により酸素に分解される。

南極点で観測が開始された当時（1957年）、大気中の二酸化炭素は約315ppmであったが、現在では約380ppmであり、年々増加している。産業革命以前はおよそ280ppmであった。二酸化炭素の増加が地球温暖化の最大の原因と推定される。

### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源である。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなる。

### 燃料電池

水素と空気中の酸素を化学的に反応させて直接電気を発生させる装置のこと。電気を使う場所で発電するため送電で発生する無駄が無く、また、従来の発電方式では捨てていた、発電の際に発生する熱もお湯として利用できるため、エネルギー効率がよい。同じ量の電気と熱を使う場合、これまでより二酸化炭素の排出が少なくなる。さらに、騒音が少なく有害な排気ガスの発生もないため、環境に配慮した発電装置として注目されている。

### 野焼き

廃棄物を処理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することを言う。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれる。ただし、公益若しくは社会の慣習上止むを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しない。野焼きに当たらない焼却の例として、風俗習慣上又は宗教上の行事として行うもの、農業、林業等を営む上で止むを得ないもの（籾殻、稲わら、剪定枝など、ただし農業用ビニール等は焼却できない）、焚き火、キャンプファイヤー等の軽微なもの、土手等の雑草の焼却、薪ストーブや薪風呂など、廃棄物処理が目的でないものがあげられる。

### 【は行】

#### バイオマス

バイオ（生物、生物資源）とマス（量）からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなど。

#### ハイブリッドカー

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせる自動車。それぞれの動力の欠点を補完しながら駆動し、例えば減速時のエネルギーを電池等に蓄積し、加速時を主にエンジンの補助動力として再利用することで低公害性及びエネルギー利用効率を図っている。

## PRTR 制度

人の環境や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に対して届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度。

## BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。河川などの水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量をmg/L で表したものの。数値が高いほど汚濁が進んでいる。

## ppm

Parts per million の略。ppm は、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、パーセント（%）が 100 分の 1 の割合を指すのに対し、ppm は 100 万分の 1 を意味する。例えば、空気中 1 m<sup>3</sup>中に 1 cm<sup>3</sup>の物質が含まれているような場合、あるいは水 1 kg中に 1 mgの物質が溶解している場合、この物質の濃度を 1ppm という。

## 浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が 10 マイクロメートル（1 cmの 1000 分の 1）以下のものをいう。

## 放射性物質

放射能を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素もしくは放射性同位体、中性子を吸収または核反応を起こして生成された放射化物質を指す。

## 放射線

放射性元素の崩壊に伴い放出される粒子線あるいは電磁波のこと。主にアルファ線、ベータ線、ガンマ線の 3 種を指す。

## 放射能

物質から放射線が放出される性質。または、原子核が崩壊して放射線を出す能力のこと。放射能の単位はベクレル（Bq）であり、1Bq は 1 秒間に 1 個の原子核が崩壊すること。

## 【ま行】

### マイバッグ

買い物の際に持参する袋・バッグのこと。レジ袋を削減するために、マイバッグ運動として全国的に広まり、一人ひとりが実行できるもっとも身近な環境保護活動の一つとなっている。

### 緑のカーテン

夏季の強い日差しによる住宅等の室温の上昇を抑制するために、ゴーヤや朝顔などのツル植物で窓を覆うように栽培することからこう呼ばれる。室温の上昇を抑えることにより、冷房器具の使用を控えるなど、省エネ効果が期待される温暖化対策の一つになっている。



## 【ら行】

### ライフサイクルアセスメント (LCA)

商品の環境に与える影響を、資源の採取、原材料への加工、商品の生産、運搬、販売、消費、資源化、廃棄までの過程ごとに評価し、より環境負荷の小さい生産方法や、代替製品を選択していこうという考え方。

### リターナブル瓶

洗って繰り返し使用できる瓶（容器）のこと。一升びんやビールびんが代表的である。最近では減少の傾向にあり、一回限りの使用を予定してつくられるワンウェイびんの生産が増加している。

### レアメタル

非鉄金属の中で、埋蔵量が少ない金属と、埋蔵量は多くても純粋な金属として取り出すことが難しく流通量が少ない金属元素の総称。ベースメタルと呼ばれる銅や亜鉛、アルミニウムに対し、レアメタルは相対的に消費量は少ないが家電製品や電気電子機器などに不可欠な金属元素である。